

「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」
中間とりまとめに対する県民意見募集（パブリックコメント）
の結果とご意見・ご提言に対する福島県の考え方

福島県生活環境部
総務企画グループ

福島県では、「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」中間とりまとめに対し、平成16年7月14日から8月16日までの間、ホームページ等を通じ県民の皆さまから広くご意見を募集しました。

お寄せいただいたご意見の概要及びご意見に対する福島県の考え方は次のとおりです。

皆様からお寄せいただいたご意見等は福島県環境審議会における審議に反映され、同審議会から平成16年11月8日に知事に対して答申がなされたところであります。

県では、この答申を踏まえ、「福島県産業廃棄物税条例(案)」を県議会に提案し、平成17年3月17日に可決され、3月25日に公布されました。

ご協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、お寄せいただいたご意見等を参考としながら、条例の適正な執行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、お寄せいただいたご意見等は、とりまとめの都合上適宜要約しておりますのでご了解ください。

1 産業廃棄物税制度の導入について

| ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|---|--|
| 県民等の理解が得られるよう、慎重かつ十分に議論してほしい。 | 今後も、県民の方々の意見を十分お聞きしながら、議論を進めていきます。 |
| まず、再生利用率等の目標率を定め、自主努力によるだけでは達成が困難と判断された後で税の導入を検討すべき。 | 平成14年3月に策定した福島県廃棄物処理計画において、平成22年度の再生利用率・減量化率の目標値を排出量の93%としており、今後とも産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進を図っていく必要があります。 |
| 将来の展望からすると導入は理解できる面もあるが、県内企業の経営状況は厳しく、17年度からの導入は、事業者の理解を得るには時機尚早であり、事業者の理解を得て導入すべき。 | 制度の導入時期については、循環型社会の形成を進める観点からはできるだけ早期の導入が望ましいと考えますが、ご意見の趣旨も考慮しながら導入時期について検討します。 |
| 県内の排出事業者は事業税等の負担をしているが、県外の排出事業者はその負担はないため、県外廃棄物を先行実施することも考慮すべき。 | 県外の排出事業者は、公共サービスの対価として県外において事業税等の負担をしており、また県外廃棄物と県内廃棄物では、県内の環境に与える負荷という点では同様であるため、県外廃棄物を先行実施することは適当ではないと考えます。 |
| 私ども企業は、廃棄物の低減と適正処理に自主的に取り組んでおり、廃棄物の排出に更に課税することは新たなコストアップにつながり企業の自主努力を低下させかねない。 | 各企業の自主的な取り組みが、廃棄物の低減と適正処理に多大な貢献をしているところですが、循環型社会の形成をさらに進めていくため、税制度の導入により、さらに一歩進んだ発生量の削減や減量化、リサイクルの推進を行っていただき、県も税収を活用して各企業の取り組みを促進する施 |
| 企業の自主的な取り組み意欲を阻害する | |

| | |
|---|---|
| <p>ことなく、また、産業振興への影響にも十分配慮した制度となるよう検討して欲しい。</p> | <p>策を行っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。</p> |
| <p>産業廃棄物税の導入により不法投棄が増加し、結果、優良な事業者の税により不法投棄対策を行うこととなりかねないため、産業廃棄物税の導入には反対。</p> | <p>税の趣旨を排出事業者等に十分周知することや、これまでも行ってきた不法投棄防止対策のより一層の充実により、税の導入による不法投棄の増加が起らないようにしていきたいと考えております。</p> |
| <p>産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの必要性は理解しているものの、コスト及び収益性への影響を懸念しており、制度の目的達成のためには、制度の趣旨を十分周知し、自ら排出量の抑制、リサイクルの方向へ誘導する策が必要。</p> | <p>循環型社会形成のためには、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルが必要であり、県でも広報などを通じて普及啓発を図り、各事業者の自主的な取り組みを促進していきます。</p> |
| <p>石炭灰は、昔は地盤の悪いところに入れて使っていたし、その後具合の悪いことも起きていない。課税するより、もっと埋立てや土木工事等に使えるよう、県や国が指導して、しくみや流れを作るほうが世の中のためになるため、税の導入には反対。</p> | <p>産業廃棄物税収を各事業者や行政が行う産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理を促進するための施策の財源とすることにより、さらに産業廃棄物の発生量や最終処分量を減少させ、適正な処理の促進に資すると考えております。</p> |
| <p>税の導入は当然のことだが、近県とよく話し合い近県と差のない税制度を確立してほしい。</p> | <p>新潟県は平成16年4月から税を導入済みであり、宮城県でも平成17年4月から導入予定であるため、その制度を参考にしながら検討を進めていきます。</p> |
| <p>福島県が産業廃棄物税を導入することに対して、趣旨は理解できるが、税の導入目的が「産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進」を図り、その税収が「循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理のための施策の財源」や排出事業者や処理業者等の自主的な取り組みを側面から支援」のために使われることが前提。産業廃棄物税については、既に他の自治体で導入されているが、国においても税のあり方について検討中であり、それとの整合性も図ってほしい。</p> | <p>ご意見にあるような導入目的を担保するため、税の導入に当たっては、条例で定める特定の費用に充てるための法定外目的税とすべきであると考えます。また、環境省では、平成16年6月28日に「産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会」の最終報告がなされており、産業廃棄物税の検討を行うに当たっての参考としていきます。</p> |
| <p>産業廃棄物の発生や処理に対し、経済的負担を課す制度に賛成する。</p> | <p>ご意見の趣旨を踏まえ、検討を進めていきます。</p> |
| <p>良好な環境を維持し持続可能な社会を形成する為には産業廃棄物の適正な処理を行う事は喫緊の課題。</p> | |
| <p>廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進で経済的発展に繋がると思う。</p> | |
| <p>賛成するが、不法投棄の罰則強化策が軽いように思える。監視強化に人員登用と抑止効果のある罰則規定を望む。</p> | <p>平成16年度からは、新たに監視指導専従職員の設置も行っておりますが、今後も効果的で恒常的な監視パトロール体制の確立を図っていきたいと考えています。罰則については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の数次の改正により、その強</p> |

| | |
|---|---|
| | 化が図られております。 |
| 発生抑制のために課税することは結構だが、本質的に廃棄物を減らす、つまり、リサイクルないしリユースできない製品は、製造しない。また、製造した場合、メーカーに重課税をする等のことも考えてもいいのではないか。 | ご意見の趣旨については理解できるところでありますが、税制度として強制力をもたせるには課題が多いと考えます。また、税の趣旨を排出事業者等に十分周知することや、これまでも行ってきた不法投棄防止対策のより一層の充実により、税の導入による不法投棄の増加が起らないようにしていきたいと考えております。 |
| 福島県環境審議会に於いて「産業廃棄物等の経済的手法の導入について」検討を成されておるようだが、これが即「税」での処理には安易過ぎて問題が多く反対。 | 産業廃棄物の発生や処理に対し経済的負担を課すことで、産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルの推進への経済的な動機付けを働かせることや、排出事業者等の自主的な取組みに対し、技術的、財政的な支援を行うことで、発生抑制や減量化、リサイクルのより一層の促進を図ることは、循環型社会の形成に有効な手法であると考えため、税制度の導入に向けた検討を進めておりますので、御理解をお願いします。 |
| 排出量を抑制できないとあれば課税は止むを得ない。しかし、現在の厳しい経済情勢の中で、新たな税を負担すること、若しくは排出抑制のための設備投資は資金的に余裕がないのが現状。自治体としてISO 14000を取得しているにもかかわらず、自己満足で終わっており、事業者、住民の末端まで説明責任を果たしているとは思えない。自治体としてもっと地道な活動があると思う。 | 今後も、県民の方々の意見を十分お聞きしながら、議論を進めていきます。 |
| 循環型社会形成の中であって、福島県が進めている「産業廃棄物税」の導入は、止むを得ないものと考えます。産業廃棄物税の導入にあたっては、県は関係部との調整が必要だと思ふ。建設現場の産廃を元請が処理する場合、下請に処理させる場合があるが、下請けに処理させる場合、その責任と経費負担について、明確なものがなく、一方的に下請けにしわ寄せがくることがある。もしこの産業廃棄物税導入となった場合、建設産業における産廃責任、経費分担について、明確になるよう行政が調整する必要がある。 | 現在検討している制度案では、産業廃棄物の排出事業者が税を負担することになりますが、税の適正な負担のため、県の関係部局との調整を行っていくことにしております。 |
| 首都圏に近い福島県に税の規制をかけると、県外からの搬入が少なくなり、経営のダメージがあると推測される。 | 平成14年に税制度が導入された三重県では、産業廃棄物税の導入により最終処分される産業廃棄物の県内への流入が抑制された事実は今のところ認められていないとの調査結果があります。 |
| 産業廃棄物税がすでに数県で導入されていることから、本県でも安易に税収不足の補いになればと考えていないか。処理業者の日々の自主的な取組みと、先行投資が絶対必要な最終埋立処分場の多額なコスト面には、どのように対処する | 制度の目的は、産業廃棄物の排出に経済的負担を課すことで、産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルの推進への動機付けを与え、また、その税収を各事業者や行政が行う産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理を促進する |

のか疑問。

産業廃棄物税を賦課する経済的負担により、埋立処分場に搬入される量の減少になることは確実であるが、リサイクル再生品の受入先のない現在の施策では、排出者等による不法投棄がより一層増加しそつで、産業廃棄物の発生量の削減や減量化につながりにくいと考えられる。

ための施策の財源とすることにより、さらに産業廃棄物の発生量や最終処分量を減少させ、適正な処理の促進に資することとしています。したがって、減量化やリサイクルの促進により最終処分量が減少し、税収も減少していくことが理想と考えており、税収不足を補うための制度ではありません。

また、この税の趣旨を排出事業者等に十分周知することや、これまでも行ってきた不法投棄防止対策のより一層の充実により、税の導入による不法投棄の増加が起らないようにしていきたいと考えております。

2 制度の目的について

| ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|
| <p>産業廃棄物税は、当然ながら排出事業者が負担すべきであるが、税が適正で広域的な最終処分や中間処分を阻害するような新たな形態の搬入規制として運用されることのないよう十分配慮してほしい。</p> <p>県外品の搬入規制のための一手段として運用されるようなことがあれば、税の導入には反対。</p> | <p>今回の税導入の目的は、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理の促進であり、県外廃棄物の流入抑制のためではありません。</p> <p>なお、県内における産業廃棄物の適正処理の推進のため、県内で発生した産業廃棄物が県内で処理できることが必要であり、現在の県外廃棄物の流入抑制措置の緩和は現時点では考えておりません。</p> |
| <p>産業廃棄物税の導入により、本当に発生量の削減等につながるのか疑問であり、先行して制度を導入した自治体での削減・減量化の実績データを示すとともに、福島県の削減・減量化の目標値または見込み値を明らかにしてほしい。</p> | <p>環境省の調査によれば、平成14年に徴税が開始された三重県では、産廃税導入や税収による補助事業の活用が排出事業者における減量化促進にある程度寄与しており、また、不法投棄の明確な増加はみられていないとの報告があります。</p> <p>また、平成14年3月に策定した福島県廃棄物処理計画において、平成22年度の再生利用率・減量化率の目標値を排出量の93%としており、今後とも産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進を図っていく必要があります。</p> |
| <p>産業廃棄物については各企業で様々な自主努力により発生量の削減や減量化、リサイクルを行って、その中でもどうしても発生してしまう廃棄物を処分場で処理しているのが現状であり、税の目的とする「産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルの推進の動機付け」の効果は少ないものと思われる。</p> | <p>制度の導入時期については、循環型社会の形成を進める観点からはできるだけ早期の導入が望ましいと考えますが、ご意見の趣旨も考慮しながら導入時期について検討します。</p> |
| <p>建設業界は、建設リサイクル法の施行により、廃棄物減量化に業界を挙げて実施している。その一方で景気低迷の長期化や平成16年度の公共事業はピーク時の55%に落込み、業界全体が死活ギリギリの苦しい経営を強いられ厳しい状況にある。かかる折に、産業廃棄物税が導入されると費用増による発注の減少又は受注機会の喪失になりかねないので、業界としては好ましくない。また、質の悪い処分業者が蔓延し、不法投棄増加も心配される。</p> | <p>制度の目的は、産業廃棄物の排出に経済的負担を課すことで、産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルの推進への動機付けを与え、また、その税収を各事業者や行政が行う産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理を促進するための施策の財源とすることにより、さらに産業廃棄物の発生量や最終処分量を減少させ、適正な処理の促進に資することとしています。</p> |
| <p>中間処理施設における廃棄物の減量化、リサイクルに当たっては、エネルギーを消費し環境に負荷を与える側面もあることから、廃棄物の発生抑制を最大の目的とし、排出事業者の発生抑制の動機付けの大きくなる制度としてほしい。</p> <p>最終処分にペナルティ（税）、新規リサイクル事業へ補助金とを感じる。</p> | |

3 納税義務者及び課税対象について

| ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>最終処分業者課税方式は、納税義務者の事務負担等の軽減にもつながり理想であるが、課税が段階を経ることによるコストアップの懸念や、排出量の抑制やリサイクル意識の高揚につながるのかとの声もあり、事業者申告納付方式も検討すべき。</p> | <p>産業廃棄物の発生抑制の観点からは、排出事業者に産業廃棄物の発生量に応じて負担を課すことが効果的ですが、現在導入を検討している最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に課税する方式は、中間処理業者による減量化、リサイクルを促すことが期待できることや、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易であり、納税者の事務負担や徴税コストも相対的に小さなものになること、さらに近隣県と異なる制度を導入した場合、事業者に対して混乱を招くことも考えられるため、もっとも適当であると考えます。</p> |
| <p>既導入県における制度を参考とするのであれば、最終処分業者特別徴収方式は廃棄物の発生抑制の観点と発生量に応じた負担を考えると良い方式であると思う。</p> | <p>ご意見の趣旨を踏まえ、検討を進めていきます。</p> |
| <p>中間処理業者の減量化、リサイクルを促すことが期待できる最終処分業者特別徴収方式を妥当とするが、問題は中間処理業を利用した場合、中間処理業が排出業者から受け取った税と中間処理業者が減量化等を図り、最終処分業者に収めた税の差額及び減量化等を図った場合のインセンティブをどのように扱うのかの透明性が重要であると考えます。</p> | <p>中間処理業者が減量化やリサイクルを進めることにより、課税対象となる最終処分量が減少することになれば、中間処理業者が支払う税額が少なくなるので、より減量化へのインセンティブが働くことになると思われます。</p> |
| <p>中間処理業者が納税義務者の場合、実質的納税義務者は排出事業者であり、中間処理業者はあくまで納税義務代行者である。 現実的には排出事業者は中間処理に関し、産廃税は中間処理業者が納税すべきものにとらえている。中間処理に関しても、納税義務者は排出事業者であることを明確にしないと、本来の目的の廃棄物排出量の抑制、リサイクルの推進、不法投棄の未然防止にはつながらず、産廃税導入の本来の目的は達成し得ないばかりか、中間処理業者の経営に大きな影響を与え、処理業者育成や産廃処理施設の整備促進に逆行するものとなる。 排出者責任（納税義務責任）を明確にしていきたい。</p> | <p>中間処理料金への産業廃棄物税相当額の適正な転嫁が行われるよう、説明会や広報誌などを利用しての周知活動を行うことや、中間処理される産業廃棄物の処理前、処理後の減量化率を調査し、公表することで円滑に適正な税額転嫁がなされるよう促すことなどにより、中間処理業者の経営への影響がないようにしていくこととします。</p> |
| <p>「中間とりまとめ」の税体系は、徴収義務者が最終処分業者、納税義務者が排出事業者及び中間処理業者になっており、納税義務者が納税を拒否するケースが考えられるが、その場合の県の対応はどのようになるのか。（納税義務違反の措置） 徴収義務者が自腹を切るようでは、産</p> | <p>説明会や広報誌を利用しての周知活動を行うことなどにより、納税義務者に適正な税負担を行っていただけるよう制度の周知徹底と意識啓発を行っていくこととします。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>廃税導入の本来の目的と大きく異なり問題。</p> | |
| <p>最終埋立処分場の設置・事業の許可証に示される処理能力は埋立容量にもかかわらず、課税標準が埋め立てる廃棄物の重量となるのは合点がいかない。</p> | <p>埋立容量を課税標準とすると、正確な計測が難しく、税制度としては、正確な計測ができる重量を課税標準とすることが適当であると考えます。</p> |
| <p>納税義務者及び課税対象の範囲を明確にしてほしい。</p> | <p>税導入の目的や税の公平性という面からは、すべての排出事業者が納税義務者となるべきであり、また、課税対象としない産業廃棄物は極力限定すべきであると考えます。</p> |
| <p>産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進の観点からは、明らかに有価物として利用されているものは課税対象から外すべきである。</p> | <p>本県が導入を検討している制度では、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に課税するため、御意見のような場合は課税対象外となるものと考えます。</p> |
| <p>再生利用（上下水道汚泥のコンポスト化など）を行う場合は、課税免除や軽減あるいは減免の措置をしていただきたい。</p> | <p>現在検討している制度では、最終処分量を課税対象としているため、再生利用を行うことにより最終処分量が減少すれば、課税される額も減少することとなります。</p> |
| <p>廃棄物の性格による課税免除等についても検討してほしい（下水道汚泥、不法投棄廃棄物の処理など）。</p> | <p>税導入の目的や税の公平性から課税対象外とする産業廃棄物は極力限定すべきと考えます。下水道汚泥についても減量化や有効利用を推進しているところであり、循環型社会を形成していく観点からは、課税対象とすることが適当と考えます。</p> |
| <p>積極的に発生抑制、リサイクルの促進に取り組んでいる企業に何らかの配慮が必要。</p> | <p>福島県環境審議会の答申では、税の用途として、産業廃棄物排出量の抑制、リサイクルの推進に資する事業が挙げられており、事業者への技術的、経済的支援も検討していきます。 また、本県が導入を検討している制度では、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に課税するため、リサイクルされて最終処分されないものは課税対象外となります。</p> |
| <p>公共性が高い事業活動から生じた産業廃棄物に対しては、課税により価格転嫁され、県民への負担増になることから、非課税、減税等を考慮すべき。</p> | <p>公共性が高い事業活動であっても、埋立処分を行うことによる環境への負荷という点では同じであり、公共性が高い機関に率先して発生抑制や減量化、リサイクルを進めていただきたいと考えます。</p> |
| <p>石炭火力発電所から発生する石炭灰は、電気業の指定副産物として指定され、資源リサイクル法に基づき有効利用の促進に努力しているが、国内の景気経済構造の要因により石炭灰需要の落ち込み等から、ある程度は処分せざるを得ない。この石炭灰の処分に対して課税すると、発電コストが増加するだけで処分量の減量化にはつながらず、一般消費者への電気料金の負担増となる。このため、石炭火力発電所から排出される石炭灰については、本制度の導入理由及び目的には該</p> | <p>現在の取り組みにより、産業廃棄物の減量化やリサイクルが進んでいる事業者の方もいらっしゃいますが、さらにもう一步進んだ取り組みを各事業者に行っていただく観点からも、すべての産業廃棄物を課税対象とすることが適当であると考えます。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>当しない。</p> | |
| <p>当社事業所は、県の地域開発計画への寄与の目的もあり設置したもので、事業に伴い発生する廃棄物は工業団地の土地造成材として使用することとされていた。</p> <p>また、用地造成は地元からの要請に基づくものであり、途中で中止するわけにもいかないため、課税対象外としてほしい。</p> | <p>産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理を促進するという観点から、原則的には他の最終処分と同様に取り扱うべきと考えます。</p> |
| <p>納税義務者及び課税対象の範囲を明確にしてほしい。</p> | <p>税導入の目的や税の公平性という面からは、すべての排出事業者が納税義務者となるべきであり、また、課税対象としない産業廃棄物は極力限定すべきであると考えます。</p> |

4 税率について

| ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|
| <p>福島県内の中小事業者にとって過度の負担にならないように次の事項を検討してほしい。</p> <p>(1)年間排出量 1,000 トン以下は非課税。 (2)年間排出量 1,000 トン超でも、食品・医療など生活に密着しているものへの軽減税率の適用。 (3)発電事業者で石炭を燃料とするものに対する軽減税率の適用。</p> | <p>基本的にはすべての産業廃棄物を対象にして発生抑制、減量化、リサイクルを進めていくべきであると考え、中小事業者の方々にも御協力をお願いしたいと考えております。</p> |
| <p>税率の決定には、明確な算定根拠を示すべき。</p> <p>また、産業廃棄物にはリサイクルが容易なもの、多額のコストをかけてもリサイクルが困難なものがあり、均一に排出量のみで同額の税をかけることには疑問がある。</p> | <p>税率の決定に当たっては、企業活動への影響や既に制度を導入している他県とのバランスなどについても考慮して検討を行ってまいります。</p> <p>また、リサイクルが困難であるかどうかを数値化することは難しいことや、現段階でリサイクルが困難であるものに対しては、税の使途として技術の開発を支援することにより、最終処分量のより一層の減量化を進めていくべきであることから、税率は同じにすべきと考えます。</p> |
| <p>中間取りまとめにあるように企業活動への影響や他県とのバランスを検討する必要がある。特に企業活動への影響については、本税が新たな負担となることから、過度な負担とならないよう十分な検討・検証をすべき。</p> | |
| <p>目的が達成される効果が出るのが大切で、税率もこれに応じた負担を考えて欲しい。負担の大小は事業者と自治体と負担割合を考えてほしい。</p> | |
| <p>自主努力を行っている事業者と行っていない事業者に同一の税率を課することは、税の公平性に欠けるため、自主努力を行っている事業者は非課税にするなどのケアが必要。</p> | <p>自主努力を行っている事業者は、行っていない事業者に比べ、処分量が減少することにより税額が少なくなるという利点があります。また、より一層の取り組みを進めていただく観点から、自主努力を行っている事業者にも同様な取扱いをお願いしたいと考えています。</p> |
| <p>多量に廃棄物が発生する事業においては、廃棄物の減量化は技術的に限界があり、税率については、これまでの事業者の努力による減量化やリサイクルの実績を踏まえた検討が必要。</p> | |
| <p>税率はすべて一律か。リサイクル目的だと、税の免除等はあるのか。リサイクルとは、どこまでを指すのか。</p> | <p>現在検討している制度では、最終処分場へ持ち込む量を対象に税を課することとしており、排出抑制や減量化、リサイクルを行うことにより、最終処分場へ持ち込む量が減少すれば、税額も減少することとなります。</p> |
| <p>中間処理を経由する場合の税率については、廃棄物の種類ごとに透明性のある数値を設定し、排出者の理解が得られるようにしてほしい。</p> | <p>現在検討している制度では、最終処分場へ埋め立てられる重量を対象に税を課することとしており、中間処理を経由する場合は、減量化後の最終処分量が対象になります。最終処分量に対する税率は同一とすべきと考えますが、中間処理料金への産業廃棄物税相当額の適正な転嫁が行われるよう、説</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>明会や広報誌などを利用した周知活動を行うことや、中間処理される産業廃棄物の処理前、処理後の減量化率を調査し、公表することで円滑に適正な税額転嫁がなされるよう促すことなどの対策が必要であると考えています。</p> |
| <p>税率については、他県とのバランスを考慮すべきであるが、本県の処理場の減量化も目的であると思われるので、原則として自県で発生したものは自県で処理することを他県に促す税率とすべきである。</p> | <p>今回の税導入の目的は、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理の促進であり、県外廃棄物の流入抑制のためではありませんが、県内における産業廃棄物の適正処理の推進のため、県内で発生した産業廃棄物が県内で処理できることが必要であるため、福島県廃棄物処理計画では、中間処理業者及び最終処分業者への最終処分業者への産業廃棄物の搬入については、県内物を優先し、特に最終処分業者へ搬入される県外物の搬入割合を20%以下を目標値とするよう指導しています。</p> |
| <p>現時点における再利用の難易度や排出量により税率を変えることも検討すべき。</p> | <p>リサイクルが困難であるかどうかを数値化することは難しいことや、現段階でリサイクルが困難であるものに対しては、税の使途として技術の開発を支援することにより、最終処分量のより一層の減量化を進めていくべきであることから、税率は同じにすべきと考えます。</p> |

5 自社処分場への搬入に対する課税について

| ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|
| <p>自社処分場への課税については、廃棄物処理法に基づく自己処理責任の遵守への配慮、課税による健全な企業経営と環境保全の確保への影響、地域の実情等を考慮し、非課税、減税又は経過措置等について十分な議論を行う必要がある。</p> <p>特に、税負担能力や経営に与える影響について、自社処分場設置者から意見聴取することはもとより、税負担能力から見た公平性の確保という観点から、数値的なデータに基づき、十分な検討・検証を行う必要がある。</p> | <p>産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルを推進し、循環型社会を形成するという本税の目的からは、自社処分を行う事業者に対しても課税はすべきと考えますが、自社で処分場を建設し自ら処理することで、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮する必要があることから、今後、福島県環境審議会においても十分時間をかけて議論を進め、取扱いについて検討したいと考えます。</p> |
| <p>税制度の目的をより明確にするため、また、税の公平性の観点からも、自社処分及び委託処分にかかわらず課税すべき。</p> | |
| <p>自社処分場を持つ事業者は膨大な投資を行い処分していると思うが、それは、産廃処理経費をいつ発生させるかの違いであって、産業廃棄物発生を抑制するという観点に立てば、他の事業者と同様の課税をすべきと思う。</p> | |
| <p>自社処分場への搬入の課税は、処分場の種別に関係なく平等に徴収すべきである。なお、自社最終処分場の建設費については、自社処分料との相殺で償却すべき問題と考える。但し、最終処分場の建設については、住民等の反対で困難な状況にあるなかで、廃棄物処理施設を企業自らが建設したことに対するインセンティブは、別途に法人税などの優遇措置を検討する必要があると考える。</p> | |
| <p>自社処分場で処分する場合であっても排出抑制の努力は必要だが、自社処分場の設置者は事業者の責務を果たすべく努力しており、委託処分する事業者とは相応の差をつけて課税すべき。</p> | |
| <p>自社処分場を設置している事業者は、廃棄物の自己処理責任を果たす目的で、莫大な資金を投入し、厳格な管理体制のもと適正処理を実施する等、相当な努力をしている。</p> <p>また、自社処分を行う場合は、事業者自らが維持管理責任を負いながら、一般の委託処分とは異なった自己完結型の処理を実施している。</p> <p>このことから、自社処分している事業者と一般の排出事業者は区別して評価する必要がある。</p> | |
| <p>自社処分場への搬入に対する課税は、</p> | |

次の理由から課税対象外とすべき。
・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定している産業廃棄物排出事業者の自己処理責任を果たし、法に則した施設を多額の投資を行い設置し、厳正・的確な運用管理を行っている。
・処分場の確保は企業活動を継続するため必要不可欠であるが、公共処分場は不足しており、自社処分場設置事業者は自治体での公共処分場不足を補完している。営利を目的として事業を行っている最終処分業者や中間処理業者と違い、自社処分場で廃棄物を処理することによる営利を目的とした活動は行っていない。
・現在、税を導入している12自治体のうち、自社処分場への処分は5自治体が課税対象外としている。また、税導入済みあるいは導入予定の22府県市のうち、自社処分場に完全に課税しているのは9府県市しかない。

自社処分事業者は、多大な建設費用・維持管理費用をかけ廃棄物最終処分場を設置し、自らの責任において適正に処理している。最終処分場の容量がなくなり廃止した後も排水の管理等の維持管理は続くことになり、委託処分をしている事業者と比較し、金銭的な負担が多くなるので、自社処分については課税対象外とすべき。

自社処分場を設置している事業者は、廃掃法の基本原則である廃棄物の自己処理責任を果たすために、莫大な資金を投入し、厳格な管理体制のもと適正処理を行っており自社処分場へ搬入する廃棄物に対し課税するのは理解できない。
また、このような事業者の努力が全く評価されず、安易に自社処分場への搬出に対し税が課せられた場合、今後、廃掃法の主旨に沿った新規の自社処分場を設置する事業者が減少し、県内の廃棄物処分場の残容量が減少し廃棄物の適正処理に支障をきたす可能性がある。
自社処分場への課税については、審議会上でも反対意見が出されているが、委員の意見に対する審議が十分尽くされているか疑問であり、十分な検討と慎重な対応が必要。

廃棄物処理施設を新規に確保することは非常に厳しい状況であり、既存の自社処分場をできるだけ長く使用するため、毎年、厳しい削減目標を立てて排出抑制に取り組んでいる。
委託処理を受ける廃棄物処理業者は、処理量が減っては採算がとれなくなるため、自ら削減努力を促すことは困難である。また、排出量がそれほど多くない委託処理事業者も税負担は重くない可能性

があり、排出抑制効果に疑問がある。
自社処分場を有しているから排出抑制がかからないということはなく、自主的に削減努力は行っている。

新規の処分場の設置は極めて難しく、課税が行われなくても排出抑制や減量化を行っている。さらに、当社では、石炭灰のリサイクルを最優先に考え、市況・景気等の動向から、市況・景気等の要因から再生利用できない場合等のみ、必要最少量の自社処分場処分を行っている。また、自社処分場の建設では、膨大な設備投資を行い、設備維持管理及び石炭灰搬入でも、毎年多額の費用を拠出し、厳正かつ的確な処分を行っている。

我が国は、エネルギー資源に極めて乏しく、電力会社では安定で低廉な電力を供給するため、燃料のベストミックスを図っている。特に石炭は、産出国が偏在せず、今や電力というライフラインにとって、必要不可欠の極めて重要な位置を占めるものとなっている。

石炭の利用を円滑に進めるためにも自社処分場へ搬入する石炭灰については課税対象外として頂きたい。

石炭灰処分場を設置する際には、周辺住民との勉強会や説明会を開催し、設置後は処分場の処分状況等について実際に施設を見学して頂くなど、処分場の維持管理について説明し理解を得る努力をしている。このように苦勞して設置した処分場で、自己処理責任を全うし、自社の廃棄物を適正に処理している。

一方、県内には公共の処分場はなく、民間の処分場の残余容量も少なくなってきた。

自社処分は、県内の最終処分場の残存容量確保に寄与し、委託処理とは責任の重さが違っている。従って、自社処分場への搬入に対しては課税対象外としてほしい。

下記のとおり、社会のエネルギー基盤を担っている電気事業の特性やこれまでの取組み状況を総合的に勘案し、石炭火力発電所の自社処分場への搬入物については、産業廃棄物税の課税対象外としてほしい。

・石炭火力発電所の自社処分場は、公益性を有する電気事業について安定供給のために必要不可欠な設備である。

・石炭灰の処理については、「最終処分量の減量化」および「リサイクル」に最大限努め、どうしても有効利用できないものについて、自社処分場へ搬入・処理しているものであり、安易に埋立処分しているものではない。

・石炭灰の自社処分は、廃棄物処理法に

定められた「事業者自らの処理」の原則に基づき、適正に処分場を設置し、その運用管理においても、厳格な管理体制のもと周辺環境への影響を極力低減するための対策を実施するなど、排出事業者自らが一貫して適正処理を行っている。

- ・石炭火力発電所の自社処分場は、自己完結的に適正処理を行っているため、税の使途について応益性は認められない。
- ・課税の公平性、広く薄く負担を求める観点を考慮し、新たな税制度の導入に際しては、事業活動への影響についても十分配慮すべき。

自社処分場を持っている事業者は、廃棄物の減量化・リサイクルの推進に最大限の努力を行っているとともに、自己完結型の処理を行っていることから、税の使途における応益性は少ない。

特に、自社処分場を持っている事業者は、多量の廃棄物を発生する事業者が多く、特定の事業者に大きな税負担を与えながら応益性が少ないのは税の公平性の観点から問題がある。

自社処分場であっても、税の使途として行う処理技術の開発や廃棄物処理施設の整備促進などの恩恵は受けるることとなるため、税の応益性はあると考えます。

また、税の応益性は、基本的には産業廃棄物の量に比例して受けるものと考えます。

6 税の適正な負担について

| ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|
| <p>産業廃棄物税は排出事業者が負担すべきであり、中間処理業者の負担にならないようにしてほしい。</p> | <p>中間処理料金への産業廃棄物税相当額の適正な転嫁が行われるよう、説明会や広報誌などを利用しての周知活動を行うことや、中間処理される産業廃棄物の処理前、処理後の減量化率を調査し、公表することで円滑に適正な税額転嫁がなされるよう促すことなどにより、中間処理業者の経営への影響がないようにしていくこととします。</p> |
| <p>産廃税の施行に当たっては、県民、特に排出事業者の理解が不可欠。産廃税は、排出事業者が負担するものだという理解がまだまだ不足しており、県は時間をかけて準備広報を行ってほしい。</p> | <p>処理料金への産業廃棄物税相当額の適正な転嫁が行われるよう、説明会や広報誌などを利用しての周知活動を行うことや、中間処理される産業廃棄物の処理前、処理後の減量化率を調査し、公表することで円滑に適正な税額転嫁がなされるよう促すことなどにより、産業廃棄物処理業者の経営への影響がないようにしていくこととします。</p> |
| <p>税負担の公平性を確保する上からも、処理業者にのみ負担を強いることのないように、県内はもちろん県外排出者に対しても十分な理解が得られるように制度の周知徹底を図ってほしい。</p> | |
| <p>税が直接処分料金及び収集運搬料金に跳ね返らない様に十分な対策をとって実施すべき。</p> | |
| <p>税負担は、全ての排出者に平等に負担させるための透明性のあるシステムの構築が重要である。 なお、建設業界は、従来から「建設リサイクル法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行により、廃棄物の処理の減量化や適正化に努めているが、それでも設計や法律等の絡みから最終廃棄物処分量は他産業に比べて多くならざるを得ない状況にある。 このことから建設工事等においては、民間工事など排出者である注文者に円滑に適正な税額転嫁ができるかが懸念されるので、実施に当たっては広く県民に対して、行政の十分なPR・啓蒙をお願いしたい。 特に公共工事については、各発注機関が廃棄物処分課税額を設計積算額に適正に計上され又、設計段階で廃棄物の排出量の削減や再利用が促進されるようお願いしたい。</p> | <p>産業廃棄物税相当額の適正な転嫁が行われるよう、説明会や広報誌などを利用しての周知活動を行うことで円滑に適正な税額転嫁がなされるよう促すことなどにより、建設業界の経営への影響がないようにしていくこととします。 公共工事に対しても、各発注機関が廃棄物処分課税額を設計積算額に適正に計上し、また設計段階で廃棄物の排出量の削減や再利用が促進されるような取り組みを進めていきます。</p> |
| <p>中間処理による減量化率は、同じ種類の産業廃棄物でも排出事業者ごとに大きなバラツキがあり、公表により排出事業者への税負担の転嫁が混乱することが危惧されるため、減量化率の調査および公</p> | <p>ご意見の趣旨も踏まえながら、中間処理料金への産業廃棄物税相当額の適正な転嫁が行われるような手法の検討を行っていくこととします。</p> |

表は慎重に行ってほしい。

7 事業者の事務負担に対する配慮について

| ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|--|---|
| <p>納税者の事務手続き等(条例施行時期、納税期限等)についても事業者の実態を十分考慮し、公平かつ簡素な税制度としてほしい。</p> | <p>御意見のとおり、事業者の実態を十分考慮した税制度を検討していきます。</p> |
| <p>最終処分業者が、納税義務者である排出事業者・中間処理業者の代行としての特別徴収義務者になるのであれば、産業廃棄物税を特別徴収する時期はどの段階なのか疑問。現行の処分料金に税金を加算することになれば、これまでの業界の慣例として特別徴収すべき税金を前納することは不可能。</p> | |
| <p>税導入に伴い、事業者は新たな納税事務や記帳・保管業務等が発生し多大な事務負担となる。事務負担の軽減を強く求める。</p> | |
| <p>徴税義務には事務費用がかかり、最終処分業者と中間処理業者がその費用を負担することになるので、両者に事務費用の補助をしてほしい。産業廃棄物処理業者は、法改正に伴うマニフェスト制度の普及により、既に事務量が増大し、人件費の増加が大きな負担となっているのが現状である。</p> | <p>現在検討中の制度では、中間処理業者については、産業廃棄物最終処分場へ中間処理後の産業廃棄物を持ち込む際に納税義務者となりますが、最終処分業者が特別徴収義務者となるので、新規の事務は生じないものと考えます。</p> |

8 税の使途について

| ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>納税者が応益性を実感できるような施策を中心に実施すべきであり、具体的な事業内容を示した上で検討に付すべき。</p> | <p>税の具体的な使途については、福島県環境審議会の答申や事業者等の意見を踏まえ、今後具体的な検討を行ってまいります。</p> |
| <p>産業廃棄物税導入前の税の使途について明確にすべき。さらに、県内業界へ廃棄物減量取組策について広く意見を求め、事業者が廃棄物減量に取り組む意欲を促進する税使途を目指していただきたい。</p> | |
| <p>税の使途として、不法投棄防止対策の強化など様々な事業が考えられるが、県民誰もがわかりやすい（理解できる）事業としてほしい。</p> | |
| <p>税収の使途は明確にすべき。 また、使途について、排出量の抑制及びリサイクル化に対する技術的支援に加え、金銭的な補助を望む。</p> | <p>排出量の抑制及びリサイクル化に対する金銭的な補助についても、より効果的な税収の使途を決定する際に検討を行っていくこととします。</p> |
| <p>税収を産業廃棄物の発生抑制、リサイクルおよび適正な処理を促進するための施策の財源とすべき。</p> | <p>ご意見を踏まえ、今後具体的な検討を行ってまいります。</p> |
| <p>福島県は、他県と比べリサイクルを行える中間処理業者が少なく、他県でのリサイクル処理を余儀なくされており、今後、どのような廃棄物のリサイクル技術の開発支援を行うべきか十分検討してほしい。また、排出事業者が求めているリサイクル施設の意見聴取を行うとともに、他県の中間処理業者の情報も公開してほしい。</p> | <p>排出事業者の意見を聞くことなどにより、本県でのリサイクルの推進に最も効果的なリサイクル技術の開発やリサイクル施設の整備促進といった施策を行っていくこととします。 また、企業間の情報交換を進めることにより、これまでリサイクルが行われなかった産業廃棄物についても、リサイクルが行われるよう促進していく施策についても検討します。</p> |
| <p>リサイクルの推進では、公共事業でのリサイクル品の率先使用が特に必要。 地産地消という観点から、地元で発生した石炭灰を地元で率先使用することを公共で強力に誘導・推進することが必要で、県・市等の公共事業で、仕様書等に「リサイクル品」使用と書き、石炭灰及びその加工品の利用促進を図っていくことが是非とも必要。</p> | <p>主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として県が認定し、周知・率先利用により利用を推進しています。また、事業者間のネットワークの構築に向けた事業を行っており、これらの事業が今後ますます重要になっていくものと考えます。</p> |
| <p>税の使途を限定し、施行に当たっては、未来を見越した、福島県が主体のリサイクル技術の確立、再利用資源の回収制度を確立した上で施行してほしい。</p> | <p>ご意見を踏まえ、今後具体的な検討を行ってまいります。</p> |
| <p>適正処理に努めている優良事業者から徴収した税を、不法投棄の原状回復費用などに使われることがないようにしてほしい。</p> | <p>適正に産業廃棄物の処理を行っている事業者から徴収した税を、不適正な処理を行った事業者の廃棄物の処理に充てることについては、事業者からの理解を得ることが</p> |

| | |
|---|---|
| <p>廃棄物が不法投棄されることにより、産業廃棄物の処理に関する不信感や地域住民の不安感が生じ、最終処分場やリサイクル施設の設置について支障をきたすおそれがあることから、不法投棄された産業廃棄物の撤去を促進する費用に充てることも検討すべき。</p> | <p>難しいことなど、問題が多いと考えます。</p> |
| <p>税の導入目的は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理の促進であり、税の用途は、県が設置する最終処分場等の整備促進などに使われることなく、税導入の本来の目的にあった具体的な用途について検討してほしい。</p> | <p>県が最終処分場を設置することについては、県内の最終処分場の容量を確保することになり、排出事業者にとっても適正な処理の確保に資すると考えることから、税の用途を検討する際の選択肢の1つとなるものと考えます。</p> |
| <p>産業廃棄物処理施設の整備促進については、福島県廃棄物処理計画との整合性を図るとともに、産廃税の導入に伴う排出量の削減量も含め今後必要となる処理能力を判断し、過剰とならず適正な処理能力が確保できるよう検討願いたい。</p> | <p>産業廃棄物処理施設の整備促進については、地域の排出量や処理量等に応じ、必要な処理能力、容量を備えた処理施設を地域ごとにバランスよく整備していきます。</p> |
| <p>産業廃棄物税としての特別な税金ならば、目的税として取り扱うことが望ましい。処分場設置者が県に代わって徴収・納付の代行をする特別徴収義務者になることから、新たな負担となる徴収事務関係の経費を補填する財源も、税金の用途に加えることが妥当。 県税の税収不足から今年度までの産業廃棄物関連の予算へのすり替えがないように、基金の設置で本来の目的以外に使用することがないよう、会計処理を透明にしてほしい。</p> | <p>県に代わって徴収事務を行う特別徴収義務者に対しては、その事務負担に対して経済的負担の軽減を図ることも考慮すべきであると考えます。 なお、税収の用途については、基金を設けることなどにより会計処理の透明性を確保することが望ましいと考えます。</p> |
| <p>中核市では、県と同様に、廃棄物の適正処理等に係る様々な施策を独自に進めてきたが、これまで以上に廃棄物の適正処理等を推進し、生活環境の保全等に努めていくためにも、税収については、他自治体と同様、中核市への交付金等の制度を創設すべき。</p> | <p>税の用途を具体的に検討していく際には、現在の産業廃棄物行政の実態を踏まえ、どの主体が事業を行うことが最も効果的であるかを検討していくこととします。</p> |

9 産業廃棄物税に関するその他の意見

| ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|
| <p>産廃税が施行された場合、当初の税導入の目的どおり施行されているかどうか、問題がないかどうか、ある期間、県のチェック体制をしっかりとすべき。産廃税の施行と同時にその運用が適切に行われているかどうか重要。</p> | <p>税の施行後には、税の効果の検証を行い、さらによりよい制度とするための制度の見直しを行うことにより、税の目的である産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進及び適正な処理の確保を図っていくこととします。</p> |
| <p>県内の保健所設置市はどのようになるのか。</p> | <p>保健所設置市の範囲でも、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進は必要であるため、今回の検討では保健所設置市の範囲も対象としています。</p> |
| <p>はじめに産業廃棄物税ありきとした行政主導型で進行し、行政指導のより厳しい産業廃棄物関連事業者から徴収することで、安易に税収不足をカバーしようとしている。 産業廃棄物関係者からの審議会への参加は、第2回の平成16年4月28日の一度だけとのことであるが、この一回だけで福島県内の産業廃棄物関係の排出・処理及び処分の現状を把握することができたのか、大いに疑問が残る。 さらにマニフェスト伝票の活用にも注目がほしい。</p> | <p>今後も、県民や関係事業者の方々の意見を十分お聞きしながら、議論を進めていきます。また、事務負担は極力軽減すべきであり、帳簿の記帳義務や保管義務は、廃棄物処理法などの既存の事務の範囲内で代用できるように制度の検討を進めていきます。</p> |
| <p>環境審議会で出された委員の意見に対してどのように評価して反映したのか具体的に公表すべき。</p> | <p>各委員等の主な意見については、その概要をまとめたものを資料として配布し、各委員が審議を行っております。</p> |
| <p>税をどのようなルールで取るかの議論ではなく、産業廃棄物の処理費用を何処で誰が負担するかの議論が先かと思う。</p> | <p>産業廃棄物の処理費用は、排出事業者が負担すべきであり、県も事業者の意識の啓発を図るよう努めます。</p> |

10 その他の意見

| ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>産業廃棄物のリサイクルのより一層の促進には、リサイクル産業の創出・育成に力を注ぐことが必要であるが、その他リサイクルされた製品の利用にも力を傾注すべき。</p> | <p>主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として県が認定し、周知・率先利用により利用を推進しています。また、事業者間のネットワークの構築に向けた事業を行っており、これらの事業が今後ますます重要になっていくものと考えます。</p> |
| <p>産業廃棄物のリサイクル促進の如何は、リサイクル製品の利用（使いみち）にある。リサイクル製品に付加価値を付け、リサイクルコストのペイが出来るように政策を、官が積極的に関与し、国民・県民にアピールするとともに、最初は公共の場で積極的に利用することが重要と考える。</p> | <p>税の使途としての事業の実施を含め、今後検討していきます。</p> |
| <p>リサイクルの促進のため、リサイクル廃棄物（製品を含む）の流通・消費等実態調査、排出事業者のリサイクル廃棄物の監視、調査を行うべき。</p> | <p>事業者に対してより一層の意識改革を促すとともに、技術的な支援を行うことなどにより、発生抑制や減量化、リサイクルを推進していきます。</p> |
| <p>会員への意見聴取では、廃棄物処理の認識は向上しており、廃棄物の分別も意識しているが、発生抑制やリサイクル意識は、小規模事業所において資金力の問題により低くなっている。</p> | <p>主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として県が認定し、周知・率先利用により利用を推進しています。</p> |
| <p>リサイクル（物質循環）の推進については、リサイクル品の利用促進といいながらも、当社に再生しきれない木くずの焼却処分の委託があった。中間処理施設を設置するのにも多額の経営資金が必要であり、申請時にも意味不明な項目が多く処理施設の稼働までに時間がかかりすぎる。 リサイクルされた後の再生品について、民間では受け入れ先が極めて少ない。これら再生品を公共機関で受け入れすることができないか。 循環型社会の形成と目新しい言葉で記されているが、日本の歴史上すでに再生資源業として古物商の業者が多数おり、この業者の方々とリサイクルの接点をどのように考えていくかが必要。</p> | <p>事業者に対してより一層の意識改革を促すとともに、技術的な支援を行うことなどにより、発生抑制や減量化、リサイクルを推進していきます。</p> |
| <p>廃棄物減量策の柱である「リサイクル」を推進するためには、事業者が排出しやすい、処理業者がリサイクルしやすい、最終処分しやすくすることが必要。</p> | <p>リサイクルの推進の視点から、税の使途としての事業構築も含め、今後検討していきたいと考えます。</p> |
| <p>廃棄物を利用した新エネルギーの展開策を検討すべき。</p> | <p>行政、処理業者等が情報の提供、公開を行うなど住民の理解の促進に努めることにより、長期的展望に立った産業廃棄物処理</p> |

| | |
|---|--|
| <p>いては、住民合意が図られずますます困難になることから、長期的展望に立って行政側の指導、協力が必要と思われる。</p> | <p>施設の整備を促進していきます。</p> |
| <p>最後にどうしてもリサイクル不可能な物は、官が完全に関与し、住民の理解を得た産業廃棄物処理施設「最終処分場」を作ることである。此処で処理することは、国民・県民に不安を与えないことになり、又、この施設の整備費として産業廃棄物の排出者に利用料を取る、此処で初めて排出者の負担が出てくるものと思う。</p> | <p>産業廃棄物は排出した事業者が処理することが原則ですが、排出事業者及び処理業者による処理を補完する立場から、県及び市町村が必要な処理施設の整備に努めるものとします。</p> |
| <p>産業廃棄物処理施設は、より安全な施設と維持管理を考えると、民間業者を削減し公共関与の施設へと転換すべき。</p> | <p>産業廃棄物処理施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき構造及び維持管理に関する基準が定められており、この基準が遵守されることが重要です。</p> |
| <p>現行の一般廃棄物の処理は行政設置・主導で行われている。産業廃棄物も一般廃棄物も基となる法律は同一であり、廃棄物処理の法律を改正しても民間依存の産業廃棄物埋立処分場を行政機関で設置することが望ましい。優良な処理業者が設置するものであっても、一部の行き過ぎたメディア報道により最終埋立処分場が白眼視されていることが新規設置の阻害になっている。行政機関設置の最終埋立処分場があれば、不法投棄の未然防止にも、排出事業者の意識改革にもなる。</p> | <p>産業廃棄物は排出した事業者が処理することが原則ですが、排出事業者及び処理業者による処理を補完する立場から、県及び市町村が必要な処理施設の整備に努めるものとします。</p> |
| <p>処理業者は度重なる法の改正や新たな県の条例の施行等により、規制が強化される中で、社会的な要請に応えるため、相当な設備投資をしながら適正処理を行っている。廃棄物処理法は広域処理が大原則となっているにもかかわらず、県外品の搬入規制という足かせやまやかしのリサイクルが横行し、処理すべき廃棄物の委託量が減少している。特に県条例が施行された今年4月以降はその傾向が顕著になりつつあり、民間企業として経営への影響が懸念される。 県は、全国的な視野に立って、廃棄物処理の先進県として、環境と調和のとれた施設整備や新たな施設づくりのために長期的な展望に立った理念や構想のもとに強力なリーダーシップを発揮すべき。</p> | <p>いただいたご意見については、福島県廃棄物処理計画の見直しを行う（平成17年度予定）際等の参考とさせていただき、今後、十分議論していきたいと考えております。</p> |
| <p>産業廃棄物処理法の遵守等を踏まえ、事業者に対する更なる指導、教育を実施してほしい。</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例の適正な運用を図っていくこととします。</p> |
| <p>福島県としての産業廃棄物の円滑な進め方の方針については大いに疑問があり、処理・処分業者への締め付けが多く、排出事業者への指導は皆無に等しい。平成16年4月「福島県産業廃棄物</p> | <p>主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として県が認定し、周知・率先利用により利用を推進しています。また、事業者間のネットワークの構築</p> |

| | |
|--|--|
| <p>等の処理の適正化に関する条例」が施行されたが、本編に示されている事項は、処理業者に対する規制の強化であり、排出者責任の法律の本筋からは遠くかけ離れる規定である。産業廃棄物の処理・処分には産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）による排出者責任を義務づけているはずなのに、排出事業者に「廃棄物処理委託契約書・マニフェスト伝票」の作成方法の指導機関がなく、すべて処理業者に任せたままのようである。</p> | <p>に向けた事業を行っており、これらの事業が今後ますます重要になっていくものと考えます。 不法投棄の増加に対する懸念に対しては、税の趣旨を排出事業者等に十分周知することや、これまでも行ってきた不法投棄防止対策のより一層の充実により、税の導入による不法投棄の増加が起らないようにしていきたいと考えております。</p> |
| <p>木造建築を中心とした一般住宅等の建築ブームの昭和50年代から20数年が経過して、法定耐用年数からも建て替えの時期が来ている。経済活動が活性化するほどに、今後ますます解体・改築に伴う産業廃棄物の発生は避けられず排出量は多量となることが予測できる。排出事業者としての自らの責任はますます重要となることから、一時的な対応だけでなく長期的な展望を持った計画で、排出事業者の排出抑制とより一層の意識改革を指導してほしい。</p> | <p>平成14年3月に策定した福島県廃棄物処理計画に基づき、排出事業者の自主的な取組の推進、多量排出事業者処理計画の作成等推進、再生利用のルートの確保、技術開発研究の促進等により産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進を図ります。</p> |
| <p>建設業(解体)を本業とする当社には、産業廃棄物の処理・処分に関連する講習会等の指導の機会が極めて少なく、他の建設業者各社も同様であると思われる。県の地方振興局県民環境部環境グループの対応も「問い合わせがあれば説明します。」であり、これでは心もとない。</p> | <p>産業廃棄物の適正処理に関する施策についても、税の使途として検討していきます。</p> |
| <p>不法投棄について、県民のモラルアップのための具体的な取組みを示しながら罰則も規定し、もっと厳しく対処すべき。</p> | <p>福島県産業廃棄物の処理の適正化に関する条例を平成16年4月から施行し、産業廃棄物の適正処理の促進や不法投棄防止対策の推進を図ります。</p> |
| <p>他県からの産業廃棄物の持ち込み、持ち出しの取扱い指針を作成してほしい。</p> | <p>福島県廃棄物処理計画では、中間処理業者及び最終処分業者への最終処分業者への産業廃棄物の搬入については、県内物を優先し、特に最終処分業者へ搬入される県外物の搬入割合を20%以下を目標値とするよう指導しています。</p> |